

タイトル	欧州刑事施設規則(1) : 2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号
著者	吉田, 敏雄
引用	北海学園大学学園論集, 135: 95-114
発行日	2008-03-00

欧州刑事施設規則(1)

—— 2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号 ——

吉 田 敏 雄

目次

- 1 はじめに
- 2 加盟各国に対する閣僚委員会勧告(2006年)2号
- 3 欧州刑事施設規則(勧告(2006年)2号添付)
 - 第1部 (第1～第13)
 - 基本原則
 - 適用範囲と適用
 - 第2部 拘禁条件(第14～第38の3)
 - 受け入れ
 - 指定と収容
 - 衛生
 - 衣類と寝具
 - 給食
 - 法律相談
 - 外部交通
 - 執行の構成
 - 作業
 - 運動と休養
 - 教育
 - 思想・良心及び宗教の自由
 - 情報
 - 被拘禁者の所持物品
 - 被拘禁者の移送
 - 被拘禁者の釈放
 - 女子
 - 未成年の被拘禁者
 - 小児

外国国籍者

少数民族又は少数言語

(以上本号)

はじめに

本稿は、2006年1月11日に開催された第952回閣僚代理会議において採択された「欧州刑事施設規則」を紹介するものである。本紹介に先立ち、ここに至る過程について略記しておきたい⁽¹⁾。20世紀後半は、刑罰に関して国際的規制が必要であるとの認識が次第に高まった時期であった。その基礎には、公衆の圧力から、被拘禁者という脆弱な立場にある者の人権侵害が容易に生じかねないとの認識があったのである。間もなく、国際連合の「世界人権宣言」(1948年)及び国連「被拘禁者処遇最低基準規則」(1957年)が採択されることになった。

欧州地域の人権擁護機関としての役割を担う欧州会議は、国連の「被拘禁者処遇最低基準規則」を欧州の視点から捉え、施行することを決定した。これが1973年の「欧州被拘禁者処遇最低基準規則」(勧告(1973年)5号)の採択に繋がったのである。当時、欧州会議は15カ国の加盟国から構成されていた。1986年には、欧州会議の加盟国は21カ国に拡大しており、そこで欧州会議は新しい欧州刑事施設規則(勧告(1987年)3号)⁽²⁾を採択した。1987年2月12日の勧告はこう記している、「社会の発展と、被拘禁者の処遇及び施設運営に関する考えに変化が生じているために、欧州被拘禁者処遇最低基準規則((1973年)5号)を改訂することが望ましいのであり、これによって、最善の発展を支援し、将来の進歩の枠組みを作ることができる」。1980年代後半から、欧州会議加盟国は中欧、更には東欧、南欧にも拡大し、2006年には、欧州会議加盟国は、大西洋から太平洋、北極からコーカサスまで、46カ国を数えるに至った。

欧州会議加盟国には、刑事拘禁について様々なやり方、考え方があり、又、刑事拘禁の本質的要素についても様々な理解があった。欧州会議創始国の多くの国では、刑事拘禁は伝統的に非常に重大な犯罪を犯した者か公衆に危害を及ぼす現実の恐れがあると思われる者に限定されていた。加えて、被疑者・被告人に刑事施設を利用することは、少なくとも原則として、非常に重大な犯罪で起訴されたか、逃亡する恐れがあるとか、証人に危害を加えそうであると思われる者に限定されていた。創始国のすべての国は死刑を廃止していたし、そのほとんどの国で、死刑は終身拘禁刑に取って代わられた。多くの国で、自由の剥奪が刑事施設拘禁における主要な刑罰を構成するのであり、刑事拘禁の経験はそれ以上のいかなる懲罰的要素を含むべきでないと理解されている。

1980年代から欧州会議に加盟した国々の事情はあっという間に複雑だった。拘禁刑率が創始国のその5倍から6倍に上った。未決拘禁は被疑者・被告人には普通のことだったし、捜査のための隔離拘禁状況は非人道的で恥辱感を与えるものであった。未決刑事施設の過剰収容のために、未決被拘禁者3人が1寝台を共用しなければならず、交替で眠らざるをえないほど劣悪であることが

稀ではなかった。貧弱な食事、空間、新鮮な空気及び自然光の不足のために、被拘禁者の健康を維持することはほとんどできなかった。伝染病は普通に見られたし、被拘禁者の10%は結核に罹患していた。これらの国が欧州会議に加盟した当時、これらのほとんどの国は死刑を存置していたが、即時の一時停止又は加盟してから2年以内の廃止を要求された。国によっては、ある種の被拘禁者には、刑事施設の懲罰的性質が強化されるべきとの法規定すらあったのである。

1987年から、創始国においても新規加盟国においても、刑事施設の使用に重要な変化が見られるようになった。加えて、1990年から、「欧州拷問及び非人道的又は貶める処遇又は刑罰防止委員会」は全加盟国を数回視察し、その総括報告で広範囲に及ぶ問題についての勧告を行ったのである。欧州人権裁判所は、被拘禁者の基本権を保護するべく、「欧州人権と基本的自由の保護条約」や上記拷問防止委員会の設定した基準を適用してきた。

1987年から、閣僚委員会も被拘禁者及び刑事拘禁に関する多くの勧告を採択してきた。これには次の勧告がある、

- ・ 刑事施設における教育に関する勧告 (1989年) 12号,
- ・ 社会内制裁と処分についての欧州規則に関する勧告 (1992年) 16号,
- ・ 刑事施設における後天性免疫不全症候群及びこれと関連する健康問題をはじめとする伝染病撲滅の刑事施設と犯罪学的側面に関する勧告 (1993年) 6号,
- ・ 制裁と処分の遂行に携わる職員に関する勧告 (1997年) 12号,
- ・ 刑事施設における健康管理の倫理的、組織的側面に関する勧告 (1998年) 7号,
- ・ 刑事施設過剰収容と被拘禁者増大に関する勧告 (1999年) 22号,
- ・ 社会内制裁と処分についての欧州規則を改善することに関する勧告 (2000年) 22号,
- ・ 仮釈放に関する勧告 (2003年) 22号,
- ・ 終身刑及びその他の長期受刑者の処遇に関する勧告 (2003年) 23号。

こういった理由から、欧州刑事施設規則(勧告(1987年)3号)の改正が図られたのである。本改正が欧州人権裁判所、欧州拷問防止委員会等の関係機関の活動に資するとともに、国内法の整備にも役立つことが期待されている。

注

(1) *Council of Europe, European prison rules, 2006, pp. 39ff., pp. 101ff.*

(2) 第二東京弁護士会監獄法対策調査委員会『ヨーロッパの被拘禁者処遇』(1989年) 1頁以下。

2 加盟各国に対する閣僚委員会勧告 (2006年) 2号⁽¹⁾

閣僚委員会は、欧州会議憲章第15条b項に従い、

- 欧州人権条約及び欧州人権裁判所の判例を考慮し、
- 欧州拷問及び非人道的又は貶める処遇又は刑罰防止委員会の活動、特に、その一般報告において展開した諸原則も考慮し、
- 自由は可能な最後の措置としてのみ且つ法律で定められた方法においてしか剥奪の許されないものであることを忘れずに、
- 拘禁刑の執行と被拘禁者の処遇に当たり、安全、保安と規律の要請が顧慮されねばならないこと、しかし、同時に、被拘禁者の社会再統合を可能とするために、人権を侵害せず、被拘禁者に有益な仕事と処遇計画を提供する執行条件も保障されなければならないことを考慮し、
- 欧州会議加盟国が、刑事施設政策の共通の諸原則を引き続き刷新し、遵守することの重要性に鑑み、
- さらに、この共通の規則を遵守することがこの領域における国際的協働を促進することになることに鑑み、
- 過去20年間、欧州における刑事拘禁の領域での重要な発展に影響を及ぼした重大な社会的変化を考慮し、
- 刑事施設政策・実務の一定の側面についての欧州会議閣僚委員会の諸勧告、特に、刑事施設における教育に関する勧告(1989年)12号、刑事施設における後天性免疫不全症候群及びこれと関連する健康問題をはじめとする伝染病撲滅の刑事施設と犯罪学的側面に関する勧告(1993年)6号、制裁と処分の遂行に携わる職員に関する勧告(1997年)12号、刑事施設における健康管理の倫理的及び組織的側面に関する勧告(1998年)7号、刑事施設過剰収容と被拘禁者増大に関する勧告(1999年)22号、仮釈放に関する勧告(2003年)22号及び終身刑及びその他の長期受刑者の処遇に関する勧告(2003年)23号に含まれている諸原則を再度保障することとし、
- 国連の被拘禁者処遇最低基準規則を考慮し、
- 今まで欧州における刑事政策、量刑実務、全般的刑事施設運営に生じた発展を考慮すると、欧州刑事施設規則に関する閣僚委員会の勧告(1987年)3号の内容を大幅に改訂し、時代に合わせなければならないということに鑑み、

加盟国政府に、

- 本勧告に添付されている諸原則によって立法、政策及び実務が指導されること、本勧告は欧

- 州刑事施設規則に関する閣僚委員会の勧告 (1987 年) 3号に代わるものであること、
- 一 本勧告及び条項の説明書が翻訳され、特に、司法官庁において、刑事施設職員の間でそして被拘禁者自身の間で最大限の周知を徹底させること

を勧告する。

注

- (1) 翻訳に当たっては英語版の外ドイツ語版も参照した。Council of Europe, European prison rules, 2006, pp. 5ff.; Bundesministerium der Justiz, Berlin, Bundesministerium für Justiz Wien und Eidgenössisches Justiz- und Polizeidepartement Bern (Hrsg.), Freiheitsentzug. Die Empfehlung des Europarates. Europäische Strafvollzugsgrundsätze 2006.

3 欧州刑事施設規則 (勧告 (2006 年) 2号添付)

第1部

基本原則

- 第1 自由を剥奪されている者はすべてその人権を尊重された処遇を受けられなければならない。
- 第2 自由を剥奪されている者は、拘禁刑を科す又は未決拘禁を命令する裁判によっても適法に奪われることのないあらゆる権利を有する。
- 第3 自由の剥奪されている者に科せられる制限は、最小限にとどめられなければならない。刑を科する理由である法目的と比例した関係になければならない。
- 第4 資源が不足しているということによって、被拘禁者の人権を侵害する刑事施設の状態が正当化されることにはならない。
- 第5 刑事施設における生活は地域社会における生活の積極的側面にできる限り近似しなければならない。
- 第6 拘禁はすべて、自由を剥奪された者の自由な社会への再適応を容易にするように遂行されなければならない。
- 第7 外部の社会福祉事業との協働、及び、可能な限り、刑事施設内の生活への市民社会の関与

は促進されなければならない。

第8 刑務職員は重要な公務を果たしているのであり、採用、研修及び労働条件は、被拘禁者の面倒に当たり高い基準を遵守できるようものでなければならない。

第9 刑事施設はすべて定期的に国の機関により視察され、独立の機関により監視されなければならない。

適用範囲と適用

第10の1 欧州刑事施設規則は、司法官庁により未決拘禁を命令されたか、有罪判決に基づき自由を剥奪された者に適用される。

第10の2 原則的に、司法官庁により未決拘禁を命令されたか、有罪判決に基づき自由が剥奪されている者は、刑事施設に拘禁されるべきである、すなわち、両群の被拘禁者にあてがわれる施設に拘禁されなければならない。

第10の3 本規則は次の者にも適用される、

- a 異なる理由から刑事施設に拘禁されうる者、又は、
- b 司法官庁により未決拘禁を命令されたか、有罪判決に基づき自由が剥奪されており、しかも、いかなる理由からであれ、異なった場所に拘禁されうる者。

第10の4 本規則の意味における被拘禁者とは、刑事施設に拘禁されている者又は本規則第10の3bの態様で拘禁されている者すべてを含む。

第11の1 18歳未満の子供は成人用の刑事施設ではなく、特にこの年齢層の者のために設置された施設に拘禁されなければならない。

第11の2 18歳未満の子供がそれにも関わらず例外的に刑事施設に収容されるとき、その法的地位と必要事は特別規定により考慮されなければならない。

第12の1 精神疾患があり、刑事施設での自由剥奪の許さない精神健康状態にある者は、特にこのために設置された施設に拘禁されなければならない。

第12の2 かかる者がそれにも関わらず例外的に刑事施設に収容されるとき、その法的地位と必

要事は特別規定により考慮されなければならない。

第13 本規則は、いかなる理由からであれ差別なく、特に、性属性、種族、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の見方、民族又は社会的出自、少数民族の帰属、財産、出生又はその他の地位を理由とした差別をすることなく、公平に適用されなければならない。

第2部 拘禁条件

受け入れ

第14 何人も、国内法によって有効な拘禁令状に拠るのでなければ、被拘禁者として刑事施設に収容されたり、そこに留め置かれてはならない。

第15の1 受け入れに際しては、いかなる被拘禁者に関しても遅滞無く次の事項を文書に記録しなければならない。

- a 被拘禁者の同一確認に関する事項、
- b 拘禁の理由及び拘禁を決定した当局、
- c 収容開始の日時、
- d 本規則第31によって保管されるべき被拘禁者の所持物品の目録、
- e 以前に受けた虐待行為に関する可視的負傷及び不服申し立て一切、及び、
- f 医師の黙秘義務の命令は留保して、被拘禁者又はその他の者の身体的及び精神的健康に重要な意味をもつ被拘禁者の健康に関するすべての事項。

第15の2 収容開始に当たり、被拘禁者はすべて本規則第30の定める情報を与えられなければならない。

第15の3 受け入れ後直ちに、本規則第24の9の定める被拘禁者の拘禁に関する告知が為さなければならない。

第16 収容開始後できるだけ早く次のことを為すものとする。

- a 収容開始時の被拘禁者の健康に関する事項を本規則第42の定める医師の検診によって補充すること、
- b 本規則第51の定める被拘禁者の適切な安全度を確定すること、
- c 本規則第52に従い、被拘禁者による安全危殆化の有無及びその程度を確定すること、
- d 被拘禁者の直接の個人的必要事及び治療必要性に対処するために、被拘禁者の社会的状況に関する入手できるあらゆる情報を評価すること、及び、

- e 本規則第8部に合致する計画を遂行するため、被拘禁者に必要な措置をとること。

指定と収容

第17の1 被拘禁者は、できる限り、その住居又はその社会的再統合の地の近くの刑事施設に収容されなければならない。

第17の2 指定に当たっては、継続中の犯罪捜査の必要性、安全と保安の要請、及び、すべての被拘禁者の必要事に対応する執行形態を用意する必要性も考慮されなければならない。

第17の3 できる限り、被拘禁者は、最初の指定及びその後の他の刑事施設への移送毎に、聴取されなければならない。

第18の1 被拘禁者のための、特にその夜間収容用の居室はすべて人間の尊厳の諸原則に合致し、私的領域をできる限り保護し、健康及び衛生の要求に合致しなければならない。その際、気候状態及び特に床面積、気積、照明、暖房及び換気を考慮しなければならない。

第18の2 そこに被拘禁者が生活し、作業をし又は集合する建築物のすべてにおいて、

- a 窓は、被拘禁者が通常の状態において日光で読み、作業ができる、及び、新鮮な空気が流れ込むだけの大きさのものでなければならない。但し、適切な換気装置が設置されている場合はこの限りではない、
- b 人口光線は承認されている技術基準に合致しなければならない、及び、
- c 被拘禁者が遅滞無く職員と連絡の取れる警報装置が備えられなければならない。

第18の3 本規則第18の1及び第18の2の事項に関する具体的最低限の要求は国内法で定められなければならない。

第18の4 これらの最低限の要求が刑事施設の過剰収容のために守られなくなるということ無きよう、国内法がこれを保障するための機構を用意しなければならない。

第18の5 通常、被拘禁者は、夜間、独居室に収容されなければならない。但し、他の被収容者との共同収容に意味があると考えられる場合はこの限りではない。

第18の6 居室を共同収容のために利用できるのは、居室がこの目的に適っている場合に限られる。その際、共同収容に適している被拘禁者を収容しなければならない。

第 18 の 7 夜間、共同収容されたいか否かの選択は、できる限り、被拘禁者に委ねられなければならない。

第 18 の 8 被拘禁者を特定の刑事施設又は刑事施設の特定の区画に収容する決定に当たっては、収容が次のように分離して行われなければならないことを考慮しなければならない。

- a 未決被拘禁者を既決被拘禁者から分離すること、
- b 男子被拘禁者を女子被拘禁者から分離すること、及び、
- c 少年被拘禁者を成人被拘禁者から分離すること。

第 18 の 9 本規則第 18 の 8 の定める分離収容の例外が許されるのは、被拘禁者に共同して組織だった活動をできるようにする場合である。しかし、夜間は、これらの被収容者群は常に分離されなければならない。但し、被拘禁者がその共同収容に同意し、刑務当局が、共同収容が関係被拘禁者すべてのためになると考えるときは、この限りではない。

第 18 の 10 被拘禁者すべての収容には、逃亡の危険又は被拘禁者が自傷他害を行うという危険を考慮した上で、できるだけ制限の少ない保安措置がとられなければならない。

衛生

第 19 の 1 刑事施設の場所はすべて、いつでも整頓され、清潔でなければならない。

第 19 の 2 被拘禁者の刑事施設への受け入れに当たって、被拘禁者が指定される居室又はその他の収容室は清潔でなければならない。

第 19 の 3 被拘禁者は、いつでも、衛生的であり、私生活を保護する衛生設備を利用できなければならない。

第 19 の 4 被拘禁者はすべて、気候に適した温度で、できるだけ毎日、しかし少なくとも週 2 回 (又は、必要であればもっと多く) 公衆衛生のために、入浴又は湯水浴びができるよう、適切な設備を用意しなければならない。

第 19 の 5 被拘禁者はその身体、衣類及び夜間収容の居室を清潔且つ整頓しなければならない。

第 19 の 6 刑務当局は、化粧用品、共用の洗濯機及び洗剤をはじめとしたそのための手段を用意しなければならない。

第19の7 特別の措置が、女子の衛生上の必要事のために講じられなければならない。

衣類及び寝具

第20の1 自己の十分な衣類を持たない被拘禁者は、気候に適した衣類を支給されなければならない。

第20の2 かかる衣類は貶め又は品位を落とすものであってはならない。

第20の3 衣服はすべて良好な状態におかれ、必要な場合には、交換されなければならない。

第20の4 刑事施設から外出する許可を得る被拘禁者に、被拘禁者と認識される衣服の着用を要求してはならない。

第21 被拘禁者のすべてに、個人用寝台と、清潔さの要求を満足させるように、良好な状態に保たれ、交換されるべき適切な寝具が支給されなければならない。

給食

第22の1 被拘禁者は、その年齢、健康、身体状態、宗教及び文化並びに作業の種類を考慮した栄養素に富んだ食物を支給されなければならない。

第22の2 最小限のエネルギー及びタンパク質をはじめとする栄養に富んだ食物の必要条件は国内法で定められなければならない。

第22の3 食物は衛生基準に合致した調理をされ、支給されなければならない。

第22の4 食事は、毎日3回、適切な間隔を置いて支給されなければならない。

第22の5 被拘禁者にはいつでも清潔な飲料水が支給されなければならない。

第22の6 医師又は適任の看護師は、医学的理由から必要なとき、特定の被拘禁者のための給食の切り替えを命令しなければならない。

法律相談

第23の1 被拘禁者はすべて法律相談の権利を有する。刑務当局はこれを適切な方法で可能にし

なければならない。

第 23 の 2 被拘禁者はいかなる法律問題でも自己の選んだ法律補助人と自己負担において相談することが許される。

第 23 の 3 法律問題に無償の法律扶助があるとき、当局は被拘禁者すべてにこれを告知しなければならない。

第 23 の 4 被拘禁者とその法律補助人との間の法的案件に関する会話及び文書交換をはじめとするその他の連絡は秘密が保障されなければならない。

第 23 の 5 司法官庁は、重い犯罪又は刑事施設の安全と保安への重大な侵害を防止するために、例外的に、この秘密の制限を命令できる。

第 23 の 6 自己の訴訟手続と関連する文書は、被拘禁者の閲読ができるか又はその個人的保有が許されなければならない。

外部交通

第 24 の 1 被拘禁者は、その家族、その他の人及び外部の団体の代表者と、できる限り多くの回数、手紙、電話又はその他の交流形態で交通し、それらの者の面会を受けることが許されなければならない。

第 24 の 2 面会及びその他の接触は、継続中の犯罪捜査、秩序、安全と保安の維持、犯罪行為の防止及び犯罪被害者の保護のために必要なとき、制限又は監視できる。しかし、こういった制限は、司法官庁によって命令された特定の制限をはじめとして、許容しうる最小限の接触を許さなければならない。

第 24 の 3 国内法によって、被拘禁者が無制限に接触することの許される国内及び国際機関及び公務員が明記されなければならない。

第 24 の 4 面会規制は、被拘禁者が家族関係をできる限る普通に維持発展できるようなものでなければならない。

第 24 の 5 刑務当局は、被拘禁者が外界との適切な接触を維持するに当たり、これを支援し、そ

のための適切な援助と支援を提供しなければならない。

第24の6 いかなる近親者であれその死亡又は重病について受け取ったいかなる情報も、関係被拘禁者に直ちに告知されなければならない。

第24の7 事情が許すとき、被拘禁者に、職員の同行つきか又は同行なしで、病気の親族との面会、葬儀参列又はその他の人道的理由から、外出することが許さなければならない。

第24の8 被拘禁者には、その親族に遅滞無くその拘禁又は他の施設への移送、その重病又は重傷について知らせることが許されなければならない。

第24の9 刑事施設への収容開始、死亡、重病、重傷又は病院への移送に当たって、当局は、関係被拘禁者が当該当局にしないように依頼しない限り、直ちに被拘禁者の配偶者、伴侶に、独身のときは、最近親者に、及び、被拘禁者が前もって挙げていたその他の者に通知しなければならない。

第24の10 被拘禁者は、定期的に、新聞、雑誌及びその他の公刊物の購入と閲読、ラジオ放送ないしテレビ放映の視聴によって世の出来事を知ることが許されなければならない。但し、司法官庁が個別事例において一定の時間の間具体的禁止を言い渡した場合はこの限りではない。

第24の11 刑務当局は、国内法によって制限されていない限り、被拘禁者が選挙、国民表決及びその他の公共生活の側面に参加できるように保障しなければならない。

第24の12 被拘禁者は媒体機関との連絡が許されなければならない。但し、これを、安全と保安の維持、公の利益、又は被害者、他の被拘禁者又は職員の人格無傷性を保護するために、禁止すべき止むを得ない理由があるときはこの限りではない。

執行の構成

第25の1 執行は被拘禁者すべてにつりあいの取れた活動計画を提供しなければならない。

第25の2 執行の構成は、被拘禁者すべてが、適切な程度の人間関係及び社会的関係に必要なだけの時間、その拘禁室の外にとどまれるようなものでなければならない。

第25の3 執行は、被拘禁者が支援してもらう必要事も配慮しなければならない。

第 25 の 4 身体的又は精神的虐待,又は性的虐待を蒙ったことのある被拘禁者の必要事には特別の注意が払われなければならない。

作業

第 26 の 1 被拘禁者の作業は執行の構成の積極的構成要素と捉えられなければならない,決して処罰として用いられてはならない。

第 26 の 2 刑務当局は,十分な,有用な作業を提供する義務を負う。

第 26 の 3 作業は,できる限り,釈放された後の生計を立てる被拘禁者の能力を保持し又は向上させるようなものでなければならない。

第 26 の 4 本規則第 13 に対応して,作業の提供に当たっては性差別をしてはならない。

第 26 の 5 職業訓練を含む作業は,それを役立てうる被拘禁者,特に若年被拘禁者のために,提供されなければならない。

第 26 の 6 被拘禁者は,参加したい作業の種類を,用意されうる提供の範囲内において,且つ,適性,秩序及び規律の条件付で,選択できなければならない。

第 26 の 7 施設における作業の構成及び方法は,被拘禁者が普通の職業生活の条件に合わせた準備ができるように,できる限り自由の中での比肩できる労働に相応しなければならない。

第 26 の 8 施設における作業から財政的収益を上げることの目的は,作業の水準を向上させ,訓練の質とその実地関連性をたかめるために有用でなければならない。しかし,被拘禁者の利益がこの目的の下位におかれることがあってはならない。

第 26 の 9 被拘禁者の作業は,刑務当局により,自己自身で又は私企業と協働して,刑事施設の内外で提供されなければならない。

第 26 の 10 すべての場合に,被拘禁者の作業に適切な報酬が支払われなければならない。

第 26 の 11 被拘禁者は,少なくとも報酬の一部を,許容された,且つ自己用途の物品のために支出すること,並びに,一部を自己の家族に与えることが許されなければならない。

第26の12 被拘禁者は、その報酬の一部を貯蓄するように勤められなければならない。この貯金は被拘禁者に釈放に際し渡されるか、他の許容された目的のために用立てられなければならない。

第26の13 被拘禁者のための健康及び安全のための措置は、効果があり、且つ、施設の外の労働者に妥当するのと同じ程度に厳格でなければならない。

第26の14 作業場の事故及び職業病の場合、被拘禁者に補償する措置がとられなければならない。その際、その要件は、国内法により施設の外部の労働者に認められる場合のそれよりも下回るものであってはならない。

第26の15 被拘禁者の1日及び1週の最高作業時間は自由における労働者についての地域の規定又はその他の作業時間によって定めなければならない。

第26の16 被拘禁者は少なくとも1週に1日の休日並びに教育その他の活動のための十分な時間を享有しなければならない。

第26の17 作業をしている被拘禁者はできる限り国の社会保障制度に組み込まれなければならない。

運動と休養

第27の1 被拘禁者はすべて、天気が許すとき、毎日少なくとも1時間戸外で運動することができなければならない。

第27の2 天気が悪いときは、被拘禁者に運動を可能とするための代替措置がとられなければならない。

第27の3 身体的健康を増進し、十分な運動に備えるための適切に組織化された活動及び休養の機会は執行の構成の不可欠の要素でなければならない。

第27の4 刑務当局は、適切な設備、備品の整備されている活動を可能にしなければならない。

第27の5 刑務当局は、必要性に応じて、特殊な活動を取り入れなければならない。

第 27 の 6 スポーツ、ゲーム及び文化活動、趣味及びその他の余暇活動を含む休養の機会が提供されなければならない。被拘禁者は、できる限り、これらを自ら組織することが許されなければならない。

第 27 の 7 被拘禁者は、一緒に運動し、休養活動に参加することが許されなければならない。

教育

第 28 の 1 いかなる刑事施設も、被拘禁者すべてに、その熱望を考慮しながら、できる限り包括的で、個人的必要事に応じた教育計画を利用できるようにしなければならない。

第 28 の 2 この場合、読み、書き、計算の面で難のある被拘禁者及び十分な基礎教育・職業教育を受けていない被拘禁者が優先的に考慮されなければならない。

第 28 の 3 特別の注意は、若年被拘禁者及び特別の必要事を有する被拘禁者の教育に向けられなければならない。

第 28 の 4 教育には、執行の構成において、作業と同じ位置価値が認められなければならない。被拘禁者は、教育措置に参加したことによって、経済的又はその他不利益な扱いをされてはならない。

第 28 の 5 いかなる施設も、被拘禁者すべてが利用できる適切な規模の図書館を備えなければならない。図書館は、娯楽目的と教育目的に適した多種の書籍及びその他の媒体物を有しなければならない。

第 28 の 6 施設図書館は、必要な場合には常に、公共の図書館と協働しなければならない。

第 28 の 7 実行可能である限り、被拘禁者の教育は、

- a 被拘禁者が釈放された後困難なく継続されうるために、国の教育・職業体系に組み込まれなければならない、及び、
- b 施設外部の教育機関の責任の下において行われなければならない。

思想、良心及び宗教の自由

第 29 の 1 被拘禁者の思想、良心及び宗教の自由は尊重されなければならない。

第29の2 執行の構成は、実行可能である限り、被拘禁者がその宗教行為を行い、その信仰に従い、かかる宗教団体または信仰団体の公認された代表者によって執り行われる礼拝又は集会に参加し、その宗教団体又は信仰団体のかかる代表者との個人的面会をもち、その宗教団体又は信仰団体の書籍物を所持することを許されるようなものでなければならない。

第29の3 被拘禁者は、宗教又は信仰行為を行い、礼拝又は宗教的集会に参加し、宗教活動に参加し、又は、いかなる宗教団体又は信仰団体の代表者の面会も受けることを強制されてはならない。

情報

第30の1 収容開始時及びその後も必要とする毎に、被拘禁者は文書又は口頭でその理解できる言葉で刑事施設の規律規定及び刑事施設におけるその権利と義務に関して告知されなければならない。

第30の2 被拘禁者は、この情報の写しを所持することを許されなければならない。

第30の3 被拘禁者は、自己に関わる裁判手続、及び、その有罪判決の場合には、服役する拘禁期間並びに仮釈放の可能性について告知されなければならない。

被拘禁者の所持物品

第31の1 施設の規則により被拘禁者の所持の許されない所有物はすべて、収容開始時に、安全な場所に保管されなければならない。

第31の2 その所有物が安全な場所に保管された被拘禁者はこの物品の明細書に署名しなければならない。

第31の3 この所有物は良好な状態で保管されるよう配慮されなければならない。

第31の4 かかる所有物を廃棄する必要があると考えられるとき、その旨を文書に記さなければならない。被拘禁者に告知しなければならない。

第31の5 被拘禁者は、衛生、秩序及び安全からの要請を考慮したうえで、食料品及び飲料水をはじめとした物品を個人の使用のために、自由の社会におけるよりも著しく高くない値段で購入又はその他の方法で取得する権利を有する。

第 31 の 6 被拘禁者が持ち込んだ医薬品の使用に関しては、医師が決定する。

第 31 の 7 被拘禁者がその所有物の所持を許されるとき、刑務当局はこの物品を確実に保管できるようにしなければならない。

被拘禁者の移送

第 32 の 1 被拘禁者が刑事施設へ又は刑事施設から、又は、他の施設へ、例えば、裁判所又は病院へ移送されるとき、できる限り公衆の視線に曝されないようにされなければならない。被拘禁者の匿名性を保障するための適切な保護措置がとられなければならない。

第 32 の 2 被拘禁者を、換気又は照明が不十分な移送手段で、又は、被拘禁者に不必要な身体的苦痛又は不必要な屈辱感を与える方法で、護送することは禁止されなければならない。

第 32 の 3 被拘禁者の護送は行政官庁の費用負担と指揮の下に行われる。

被拘禁者の釈放

第 33 の 1 被拘禁者はすべて、刑期が満了したとき、拘禁命令が取り消されたとき、又は、裁判所、その他の官庁が釈放を命令したとき、遅滞無く釈放されなければならない。

第 33 の 2 釈放の日付、時刻は文書に記されなければならない。

第 33 の 3 被拘禁者はすべて、釈放された後自由な社会へ戻る際に援助を得ることになっている措置を利用できなければならない。

第 33 の 4 許可を得て金銭が引き出されたか、所有物の施設からの公認発送が許されたか、又は、物品を衛生上の理由から処分することが必要と考えられた場合を除くほか、被拘禁者の釈放に当たり、その者が所有し、安全な場所に保管されていた物品及び金銭のすべては返還されなければならない。

第 33 の 5 被拘禁者は、返還された所有物に関する受領証に署名しなければならない。

第 33 の 6 釈放の準備に当たり、被拘禁者に、できる限り釈放時点に近い時点で、本規則第 42 に従い医学検診を実施しなければならない。

第33の7 被拘禁者は、釈放に当たって、必要な限り、必要な文書、証明書類を得、住居・職探しに当たり支援を受けるように配慮されなければならない。

第33の8 さらに、被拘禁者は、釈放されるに際し、出所後の最初の時期に必要な生活費及び気候と季節に対応する衣類を支給されなければならない。被拘禁者はその目的地に着くために必要な金銭を持たなければならない。

女子

第34の1 本規則の定める女子被拘禁者に関わる特別の規定に加えて、当局は、拘禁されている女子に関わる決定のすべてにおいて、その特定の必要事、例えば、身体的、職業の、社会的及び心理的観点に特別の注意を払わなければならない。

第34の2 本規則第25の4の定める処遇の必要のある女子被拘禁者が相応の専門部門を利用できるように、特別の努力を傾注しなければならない。

第34の3 被拘禁者は刑事施設の外部で分娩することが許されなければならない。それにも関わらず刑事施設内で出産したとき、当局は必要な支援と設備の配慮をしなければならない。

拘禁された未成年者

第35の1 例外的に、18歳未満の被拘禁者が成人用刑事施設に収容されているとき、当局は、被拘禁者すべてに用立てられている処遇提供に加えて、刑事施設の外部にいる同年齢層の者が利用できる社会的、心理学的及び教育学的専門部門、宗教的世話又は相応の活動を利用できるように保障しなければならない。

第35の2 拘禁されており、一般就学義務のある被拘禁者はすべて、相応の教育を受ける機会を保障されなければならない。

第35の3 刑事施設から釈放される未成年者は付加的な支援を受けなければならない。

第35の4 未成年者が刑事施設に拘禁される時、成人から分隔された施設の場所に収容されなければならない。但し、このことが未成年者の最善の利益に反するという例外的理由があるときはこの限りではない。

小児

第 36 の 1 小児は、その最善の利益に相応するときのみ、刑事施設の親の元にとどまることが許される。小児は、被拘禁者として扱われてはならない。

第 36 の 2 かかる小児が刑事施設の親の元にとどまることが許される時、親がその子のそばにおれない仕事に従事している間、適任の職員がその子の面倒を見なければならない。

第 36 の 3 特殊収容は、子供の福祉の保護のために、放棄されなければならない。

外国国籍者

第 37 の 1 外国国籍を有する被拘禁者には、その国の外交又は領事代表部と連絡を取れる権利があることに関して遅滞無く告知しなければならない。このための適切な可能性が認められなければならない。

第 37 の 2 当該国に外交又は領事代表部のない国出身の被拘禁者並びに難民及び無国籍者も同様に、その利益擁護を委ねられている外交代表部、又は、この者の利益を擁護する任務を有する国又は国際機関と連絡を取る機会を与えられなければならない。

第 37 の 3 刑務当局は、特別の支援を必要とするかもしれない外国人被拘禁者のために、外交又は領事代表部と包括的協働をしなければならない。

第 37 の 4 外国国籍の被拘禁者は法的補佐の可能性に関して明確な情報を得なければならない。

第 37 の 5 外国国籍の被拘禁者は、刑の執行を他国に委譲する申し立ての可能性に関して告知されなければならない。

少数民族又は少数言語

第 38 の 1 少数民族又は少数言語に所属する被拘禁者の必要事のために、特別の措置がとられなければならない。

第 38 の 2 様々な集団はその文化的慣習を刑事施設において実行可能な限り維持することが許されなければならない。

第 38 の 3 言語への対応が必要であることに関しては、適任の通訳者を利用すること、当該施設

に使用されている言語で書かれた書類を準備することによって対処しなければならない。

(つづく)